

監査委員公表第 1 号

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規程に基づき定期監査を執行しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

平成 27 年 4 月 28 日

二宮町監査委員 善波八州治

二宮町監査委員 杉崎 俊雄

1. 監査の実施日

平成 27 年 2 月 18 日 (水)

2. 監査を行った監査委員

監査委員 善波八州治

監査委員 杉崎 俊雄

3. 監査対象とした部課

都市経済部都市整備課

都市経済部下水道課

消防本部消防課・消防署

4. 監査の範囲

平成 26 年度 1 月末における財務並びに事務の執行状況
(指定する個別事業説明)

都市整備課

①道路維持管理経費

②狭あい道路等拡幅整備事業

③駅周辺整備計画事業

④公園等整備事業

下水道課

(歳入)

①下水道事業債

(歳出)

①下水道運営経費

②公共下水道整備事業

③町債償還元金利子

消防本部消防課・消防署

- ①消防救急無線広域化・共同化等整備事業
- ②救急救助活動経費
- ③高規格救急自動車購入事業
- ④消防団運営経費

5. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料や関係書類等に基づき、試査による証憑突合や質疑応答を行い、事務執行に対する監査を実施した。

6. 監査実施による各課概要

(1) 都市整備課

都市整備課は、課長、計画指導班 3 名、道路班 5 名、公園緑地班 2 名の計 11 名が配置されている。

計画指導班では、都市計画に係る計画決定や変更、開発行為等の指導及び規制、都市計画区域内での建築の確認及び指導に関すること等、都市計画や建築に関する事務全般を担当するとともに、コミュニティバスの運行に関する事務も行っている。駅周辺整備計画事業では、利用者の利便性向上のため、平成 24 年度に実施した二宮駅北口駅前広場暫定整備工事の検証や歩道等の改良工事を実施している。

道路班では、道路、橋りょう、河川、水路の維持管理、道路の新設及び拡幅改修に加えて、水防、治水、砂防及び急傾斜地に関すること等、道路、橋りょう、河川等に関する幅広い事務を担当している。山西地区の梅沢人道橋や百合が丘地区の中里第一架道橋では、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、補修設計や耐震補強を実施している。また、狭あい道路等拡幅整備事業では、町内各所に存在する前面道路が 4m 未満の場所で建築を行う際、セットバックすることで生じる後退用地や既に自主的に後退している用地の取得及び舗装整備を進めている。

公園緑地班では、公園等の計画、設計、施工及び監督、公園や緑地等の維持管理、自然保護及び緑化対策の推進等、公園や緑地に関する事務全般を担当している。吾妻山公園管理棟の撤去工事や平成 23 年度より継続実施してきたラディアン花の丘公園の最終年度となる整備工事に加え、果樹公園のリニューアルに伴う調査、設計を実施する等、大規模公園の整備、改修を進めている。

(2) 下水道課

下水道課は、課長、業務班 3 名、工務班 4 名の計 8 名が配置されている。

業務班では、公共下水道の普及促進、公共下水道に係る使用料及び下水道受益者負担金に関する事、下水道運営審議会に関する事等を担当している。また、計画に基づいた下水道事業債の借入、償還に関する事務を実施している。

工務班では、公共下水道事業の計画及び認可、公共下水道工事の調査、設計、施工及び監督、公共下水道施設の維持管理等を担当している。公共下水道整備では、平成 26 年度は山西の釜野地区で幹線工事や枝線工事、百合が丘二丁目地区で枝線工事を実施している。また、二宮の北新道地区では、住宅地域における雨水浸水被害を防ぐため、3 年間の継続事業の最終年度である雨水対策工事を実施している。

(3) 消防本部消防課・消防署

消防課は、課長、庶務班 2 名、予防班 2 名、警防班 2 名の計 7 名が配置されている。

庶務班は、消防業務の企画・調整、消防庁舎及びその他の消防施設等の維持管理、消防職員及び消防団員の人事に関する事等を行っている。

予防班は、火災予防業務の計画及び指導、防火対象物等の指導及び講習、建築物の確認同意事務等を行っている。

警防班は、消防通信運用並びに火災警報等に関する事、開発行為等に対する消防施設設置指導、消防団車両、消防機械器具等の保管及び運用等を行っている。

消防救急無線広域化・共同化等整備事業では、県域全体で一括整備する消防救急無線共通波の整備を進めるとともに、通常業務で使用する活動波については、平成 26 年度に無線基地局の整備を行う等、平塚市、大磯町と共同で整備を進めている。消防団運営経費では、消防団員の教育訓練や車両、機械器具等の保管及び運用等、消防団の運営に関する事も担当している。

消防署は、署長、第一警備隊 16 名、第二警備隊 17 名の計 34 名が配置されている。

第一警備隊と第二警備隊は交代勤務体制となっており、負傷者その他応急救護を要する者の応急処置及び搬送、消防車両、消防機械器具等の保管及び運用、緊急消防援助隊の出動協力等、緊急時の消防、救急活動に備えて、日々教育訓練に努めている。老朽化していた救急 2 号車を更新するとともに、高度救命用資機材を整備することで救急出動に備えた体制づくりを図っている。また、安全でスムーズな救急救助活動を行うため、病院実習や病院研修による救急救命士の養成や高度救命処置用医薬材料の確保にも取り組んでいる。

7. 監査結果

各課（署）とも平成 26 年度予算の事業執行に関する事務については、適正に執行されているものと認められる。

以下、各課（署）の事務に関して気づいた点や要望等を述べ、監査の結果とする。

（都市整備課）

- 1) 道路維持管理経費は、予算全体の約 8 割を委託料と工事請負費が占めており、町道修繕工事では、二宮町建設協力会と連携し、迅速かつ的確な補修工事が実施される一方で、橋りょうについては、歩行者や関係する鉄道運行、自動車専用道路の安全確保のため、専門業者に委託し、補修設計や耐震補強設計が進められている。利用者の安全、安心な通行のため、効率的な維持管理に努められたい。
- 2) 狭あい道路等拡幅整備事業では、国からの交付金を活用しながら、町内に点在する幅員 4m 未満の町道の拡幅整備を実施している。安全・安心な町づくりのため、さらなる整備事業の推進に取り組みられたい。
- 3) 駅周辺整備計画事業では、平成 24 年度に実施した暫定整備工事を経て、利便性の向上した駅前広場の検証作業を進める一方で、事業費全体の約 9 割を占める工事請負費では、歩道舗装の打替えや点字ブロックの設置に加え、オリーブのプランターを設置し駅前の緑化を行う等、歩行者が安全で利用しやすい環境づくりが図られている。今後も、二宮駅北口の本格整備工事に向けた検証、整備を進められたい。
- 4) 公園等整備事業については、吾妻山公園旧管理棟撤去工事で工事内容の変更に伴う増額変更契約が締結されているが、当初予算内での適正な事務処理となっている。吾妻山公園やラディアン花の丘公園の整備が進められる中、美しく利用しやすい公園環境づくりが図られており、果樹公園のリニューアルにおいても魅力的な公園となるよう期待される。

（下水道課）

- 1) 下水道使用料は、上下水道料金一括納付制度を利用し、平成 25 年度末で 97.9%という高い収納率を確保するとともに、使用者の利便性にも寄与している。また、下水道使用料の徴収事務一式を神奈川県企業庁に委託することで事務の効率化が図られる一方で、県企業庁が保有する情報を活用することで、より能率的な督促事務につながる等、一定の効果が見られる。引き続き収納率の向上に努められたい。
- 2) 受益者負担金の納入通知書や納付書は、平成 25 年度まで二宮町が単独で契約し印刷を行っていたが、平成 26 年度から町村会で実施する共同印刷に切り替えたことで、約 30 万円超の経費削減と事務の効率

化につながっている。今後も、経済的かつ効率的な事務改善に努められたい。

- 3) 公共下水道整備工事については、下水道事業の主要財源である国庫補助金や下水道事業債を活用し、計画的な整備工事を推進することで、生活環境の改善や浸水被害の軽減につながられている。引き続き二宮町下水道中期ビジョンや次期長期計画に沿って、整備工事を着実に進められたい。
- 4) 下水道事業債については、今後も借入と償還が中長期的に続くことが予想されるため、二宮町下水道事業中期経営計画等に基づいた適正な執行管理に努められたい。

(消防本部消防課・消防署)

- 1) 消防救急無線は、共通波を県域全体、活動波を平塚市、大磯町と共同で整備することで、二宮町が単独で整備した場合に比べて、費用負担の軽減が図られており、今後の消防隊、救急隊の円滑な活動につながられたい。
- 2) 消防団については、祝儀、香料等として消防団交際費を半年に一度資金前途しているが、出金から精算、戻入まで一連の事務処理は適正に行われていた。今後も引き続き、町消防本部及び消防署と協力連携し、緊急時における貴重な戦力として尽力されるよう、期待をする。
- 3) 救急救助活動業務が高度化する中、救急救命士養成のための病院研修や病院実習を各医療機関に委託し、人材確保に努めるとともに、医薬材料費を活用し高度救命処置用の医薬品を取り揃える等、救急救助活動の円滑な遂行に向けた取組みがなされているが、さらなる救命、救護体制の強化を図られたい。
- 4) 国庫補助金を活用し、老朽化していた救急自動車の更新や高度救命処置用資機材の整備を実施したことで、緊急時の救急救助活動にも迅速に対応できる体制づくりが進められている。引き続き、救急自動車等の整備や適正な維持管理に努められたい。

以上